

ノート

集落活動と合意形成の方法

——滋賀県愛東町Ⅰ集落の事例——

相 川 良 彦

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| 1. 課 題 | (1) ダム頭首工建設の経過 |
| 2. 地域の概況 | (2) 圃場整備事業の経過 |
| 3. 集落活動の範囲と経過 | (3) Ⅰ営農組合の設立経過と活動状況 |
| (1) 集落の活動範囲 | (4) 稲転作の経過 |
| (2) 集落と外部機関との関係 | (5) 公民館建設の経過 |
| (3) 集落の活動経過 | |
| (4) 集落の財政 | 5. 総括——集落活動の特性と合意形成の方法—— |
| 4. 事業導入をめぐるⅠ集落の社会関係 | |

1. 課 題

日本農村において、(農業)集落は、生産基盤・生活環境の整備、農業技術、農産物出荷、教育、厚生、娯楽、政治等々さまざまな分野の活動をしている。それは、農家の意思集約の場であると共に、行政や農協の末端業務の代行機関ともなっている。かように、集落は農村に生起する多くの事象に関連するが、その活動の全貌は漠として捉え難いところがある。本稿は、この集落の組織構造の枠組みとそれにもとづく社会関係の特徴を明らかにしようとするものである。

さて、「農業集落とは、もともと自然発生的な地域社会であり、家と家とが地縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形づくってきた農村の基礎的な単位集団である⁽¹⁾」と定義されよう。その内容を筆者流に解釈すれば、

- (1) 集落は、ある特定の目的の達成のために、人為的に結成された、機能合理的な組織ではない。そこにおいては、また、経営体のような、経済的基礎となる生産手段の所有(保有)もないのが普通である。
- (2) 集落の結合契機は、構成員である農家が一定の地域で生産および生活を隣接・混

在させることにより生じる地縁である。そして、地縁社会は、基本的には、互いに自立した社会的・経済的主体としての農家⁽²⁾により形成される利益社会である、と考える。

- (3) 利益社会とはいえ、構成員が定住的で、土地を保有する農家である故に、その社会関係には、生活・生産を長期に共存させる構成員相互の、固定的で総合的な感情融合、親密な依存関係が織り込まれることになる。

このように、筆者は通説と同様に、集落を地縁的な基礎集団と捉えるが、地縁社会を利益社会と見なすところが通説と違っている⁽³⁾。そして、利益社会を基底として、共同社会的諸関係が積み重なるところに集落社会の特性を見出すのである⁽⁴⁾。また、分析視角については、集落を統一性のある組織体としてではなく、農家個々の相互行為により醸成される社会関係と見て、それが何故に組織的統一性をもつに至るかを問題とする⁽⁵⁾。

以上のような筆者の立場と問題認識にたって、ここでは具体的に次の諸点を課題とする。第1に、経済的・社会的に各々独立した主体であり、利害を異にしがちな農家をして、集落到結集させる動機とは何か、換言すれば、集落社会を形成する社会構造上の枠組みについて考察する。第2に、集落において通用する論理にはどのようなものがあるか、換言すれば、集落社会を律する論理を幾つか抽出する。第3に、利害を異にする農家、次元を異にする論理を調整し、合意に至らしめるには、如何なる社会過程が必要か、を明らかにする。そして、第4に、構造の枠組み、論理、社会過程をまとめて、集落到組織的統合をもたらす規制力とは、何か、換言すれば、集落を組織として自立させる仕組みを論じることしよう。

課題への接近にあたって、1集落の事例分析という方法を採用した。当課題に示されるような社会的領域の諸側面は、注意深い観察によって始めて抽出されるものが多く、また、統計数量として表示できない事項も多いこと、さらに、抽出した諸側面の統合を図る上で、統合され現存する具体例の観察こそが最良の教材・模範となるからである。調査は、九州佐賀平野、近畿近江盆地、東北庄内平野の3地域で実施しており、佐賀については既に報告済みである⁽⁶⁾。本稿では、これにつづいて近江盆地の1集落を報告するものである。

本稿の構成は以下のとおりである。すなわち、第2節で地域の概況を紹介した上で、第3節において、集落の寄合い議事録にもとづいて、昭和41年以降の集落活動の内容を整理する。それによって集落の日常活動が明らかとなるであろう。第4節では、この20年間に実施された5つの事業の導入経過をたどる。それによって普段は現われない

集落の社会関係の動態を捉えることができるだろう。そして、最後に第5節で、集落構造の枠組み、論理、社会過程、統合の規制力、について、事例をふまえて論点整理する。ともあれ、1集落に展開した集落活動とそこでの社会関係を、できるだけ実態に沿いつつ、具体的に描き出すことに努めている。

注(1) 農政調査委員会編『農業統計用語事典』(農文協, 昭和50年), 9~10ページ。

(2) 筆者は、集落を、基本的には農家により構成される、と見る。後述のように、集落の社会的結合の契機を、生産・生活基盤としての土地・水の整備と、農家の利害調整の場、に求めるとき、構成員が耕地を有し、農業生産に関与することが欠かせぬ条件となるからである。ところで、現実には、非農家の転入等により、混住化が進行している。混住の仕方により状況は異なるが、一般に非農家が少数派にとどまるならば、彼等は在来の集落慣行・規範に順応するか、あるいは隔離されて、集落活動に大きい変化はない。だが、混住割合が増すと、集落活動に影響するようになる。この混住化の影響の仕方について具体的実証をした文献として、例えば、拙稿「集落と生産組織」(磯辺俊彦・窪谷順次編著『1980年世界農林業センサス 日本農業の構造分析』, 農林統計協会, 1982年)を参照されたい。

(3) 例えば、農政調査委員会編『体系農業百科事典』第V巻では、「本来、部落は単なる地縁集団としてでなく、その多くは生産力の低い発展段階に個々の農家が、その生活・生産を共同によって維持していくために必然的に形成され、その内部に血縁関係・同族関係、さらに土地所有関係を強いきずなとして温存しつつ封鎖的な一社会として展開を続けてきた共同体的集団である。」と説明されている。

(4) この点を、村田勉雄『ムラは亡ぶ』(日本経済評論社, 昭和53年)は、精緻に論じている。

(5) 集落を統一性のある組織体として捉える者に、例えば共同体論の視点から論じる島崎総『日本農村社会の構造と論理』(東京大学出版会, 1965年)、総有的所有関係を前提とした家の連合体とみる内山政照・川口諦(東畑精一・神谷慶治編『現代日本の農業と農民』梗概, 岩波書店, 昭和39年)、がある。逆に、集落を家相互の付き合い関係の延長線上に捉える者に、例えば、集落を同族結合を軸とした家連合とみた有賀喜左衛門『有賀喜左衛門著作集X 同族と村落』(未来社, 1971年)、家を取り結ぶ社会関係の集団累積体とみた鈴木栄太郎『日本農村社会学原理』(鈴木栄太郎著作集I・II, 未来社, 1968年)、過小農の相互依存に結合の契機をみた福武直『日本村落の社会構造』(東京大学出版会, 1959年)等を挙げ得る。そして、筆者もまた後者の立場になつものだが、集落への結合の契機を、家間の利害調整と基盤整備にもとめ、社会規範と指導力により、組織としての統一性・自立性が形成されると見る点において、他の諸論と見解を異にしている。なお、川本彰(『日本農村の論理』, 龍溪書舎, 1972年)は、集落を土地を媒介とする諸家族の生活保障の共同体とし、土地のムラ総有に由来する土地保全に集落

の重要な機能を認めている。ともあれ、集落についての学説整理は、別稿にてより詳細に検討することにした。

- (6) 九州佐賀平野の事例報告として、拙稿「練ヶ里の歴史」(『村と農家のあゆみ』、農業総合研究所九州支所研究資料 No. 35, 1979 年)、同「佐賀平野の1集落練ヶ里における生産組合の軌跡」(『総研月報』昭和58年1月号、農業総合研究所, 1983 年)がある。また、本稿で述べた集落の構造的枠組みを指標に使って、集落機能の数量的実証を全国レベルで試みたものとして、拙稿「地域ぐるみ計画転作等に見る集落機能の側面」(『農業総合研究』第37巻第2号, 1983年4月), がある。

2. 地域の概況

滋賀県愛東町は、びわ湖に注ぐ愛知川が鈴鹿山系をぬい近江平野に出たところに形成された扇状地に広がる町である。東西11 km, 南北6 km, 総面積41.5平方km, そのうち、林野は57%, 耕地は24%を占めている。昭和30年, 山寄りの(旧)角井村と、平野部の(旧)小椋村, という風土を異にする2地区が合併して町制をしき, 今日に至っている。気象は, 年平均気温摂氏14度, 年間降水量1,200 mm, 年間日照時間2,100 時間で, 夏は太平洋型, 冬は日本海型の気候といえる。交通条件は, 国道307号線と名神高速道路が町内を南北に縦貫し, 南は八日市市と隣接, また北10 kmには彦根市がある。高速道路を利用すれば, 車で京都へは1時間の距離にあるが, 東海道線は通らず鉄道の便は良いとはいえない。

昭和55年現在, 総人口5,775人, 総世帯数1,348戸, うち農家数919戸, である。また, 産業別就業人口は, 農業808人(25%), 林業15人, 第2次産業1,365人(43%), 第3次産業1,017人(32%), と未だ農業が1/4のシェアを占めている(7)。

だが, 農家は専業農家52戸(うち男子生産年齢人口のいるもの38戸), 第I種兼業農家91戸, 第II種兼業農家776戸, と広範に兼業化しており, かつ, その就業形態も恒常的勤務が多い(兼業農家のうち, 日雇・臨時雇就業農家の割合は12%)。また, 昭和56年の町内の非農林水産業の事業所数は292, 就業者総数1,772人, うち30人以上の事業所数8, 就業者総数625人で, 大きな事業所が少ない。町内事業所の就業者総数は, 町内在住の第2・3次産業就業人口計より610人少ないので少なくとも1/4が町外に働きに出ている勘定になる。

町内には22の集居型の集落があり, 農家1戸当たり経営耕地は109 aである。うち, 水田が昭和55年には92%を占め, 耕地利用率は111%, である。40年代半ば以降基盤整備事業が実施され, 水田の大半は30 a区画の整然とした圃場に生まれ変わった。そして, そこでの農業は, 昭和57年実績で, 粗生産額18億円, うち作目別割合は米58%,

野菜 12 %，乳用牛 9 %，となっている。

なお、愛東町では昭和 55 年において 68 %の農家が生産組織に参加していた。また、経営耕地に占める借入面積割合は 7.7 %である。これに対して、滋賀県全域の場合、生産組織への参加農家率 12 %，借入地面積割合 11.5 %となっている。ここに、県のその他地域ほどには進展していない土地貸借状況と、生産組織化の推進により作業規模拡大を図ろうとする町農政の姿を鮮明に見てとることができるだろう。

以上のように、愛東町は、町自体として商工業開発が特に進んでいるところではないが、周辺の市町の商工業の発展に伴い、在宅通勤兼業の進んだ、水稻単作を基調とした水田農村，ということができよう。

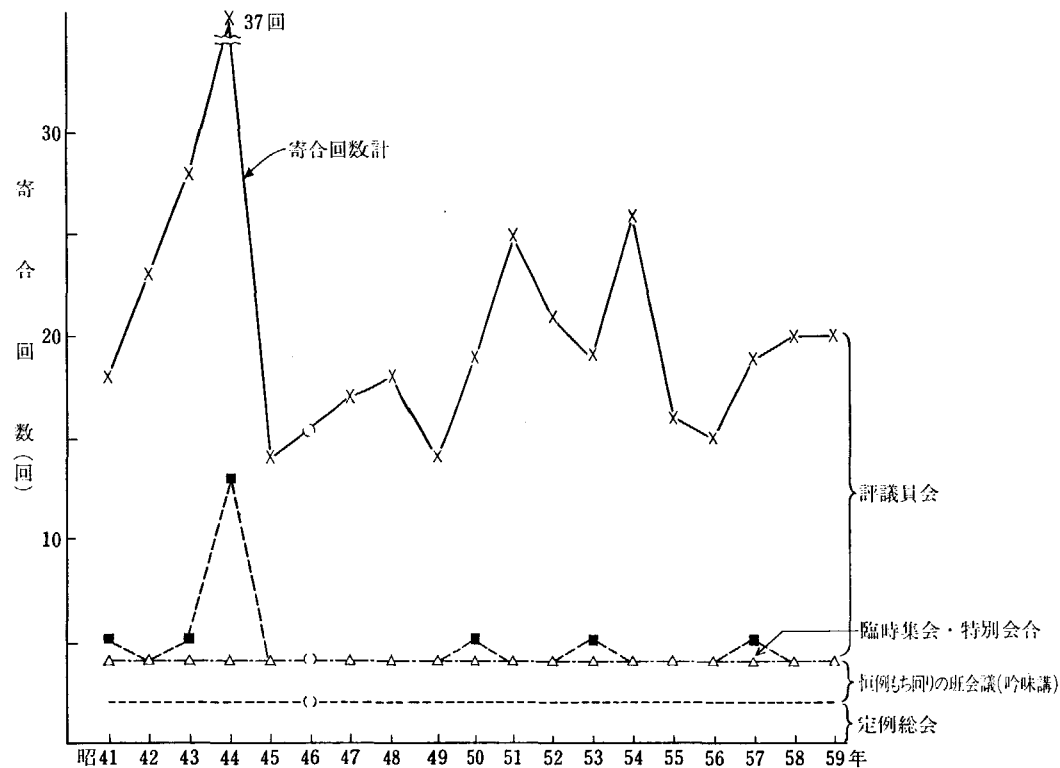
その中であって I 集落は、愛東町の平坦地区（旧西小椋村）に位置する、総世帯数 123 戸，農家数 85 戸，の集落である。また、男子就業人口のうち、農外の仕事を主または農外の仕事に専従する者の割合は 79 %，女子のそれは 46 %である。混住化・兼業化が相当進んでいるのである。他方、農業を主とする農家（専業・I 兼農家）も 12 戸あり、町内ではその割合は高い方（上から 6 番目）である。農業就業人口のうち、65 歳以上の割合は 31 %，また、女性就業人口の割合が 72 %となって、農業労働力の老齢化・女性化は相当進んでいる。平均経営耕地 117 a は町内では中位だが、複合経営が 4 戸，準単一経営が 26 戸あって、露地野菜中心に稲以外の作目も結構さかんである。借入地面積割合 11 %は、町内では多い方に属する。町役場からは、まともりの良い集落と見られている。

注(7) 第 2 節における統計数値の出所は、農林水産省統計情報部『1980 年農業センサス結果』，総理府統計局『昭和 56 年事業所統計調査報告』による。

3. 集落活動の範囲と経過

(1) 集落の活動範囲

I 集落においては、年頭・年末に恒例化した年 2 回の集落総会と平均して月 1 回の割で開かれる評議員会によって、集落の意思集約が図られる。評議員会は、I 集落全戸を 8 班に分け、各班毎に 1 名ずつ選出された評議員により構成される。集落運営に関する日常的事項の審議機関であり、集落執行部（区長、区長代理、耕作係、水利係、会計係）の補佐機関となる。班は末端の意思集約の単位として、集会・評議員会に向けて班員の意見をまとめたり、2 月、10 月の恒例班会議で、集落全体にかかわる共通項目（出役人夫賃、役員手当、防火・防犯、生活規約の遵守等）を検討したりする。また、必要に応じて臨時的集会や評議員会・説明会ももたれる。これら会合の年次別開催回数は第 1 図



第1図 I集落における年次別・種別寄合回数とその累積

のとおりである。開催回数が年により 14 回から 37 回までばらつくこと、昭和 43、44 年の回数の多いこと、44 年には臨時集会も 9 回開催されたこと、等がわかるであろう。

ところで、I 集落にあっては、専任の書記を置いて、集会、評議員会等の寄合い議事次第をほとんど洩れることなく記録にとどめている。その記録にもとづいて、寄合いでの議事項目を種類別年次別に整理したのが第 1 表である。ここでは集落活動を、大別して(イ)連絡・広報・事務等の日常的業務、(ロ)基盤整備工事に関する業務・意見、(ハ)道普請や祭の役務分担等の公役招集、(ニ)集落内外で開かれる会議・会合への出席呼びかけ、の 4 種類に分ける。そして、それ以外に、活動種類にかかわらず、主要議題として寄合いへ提起され、質疑討論がなされた議事については、(ホ)協議事項として別枠に分けている。これら 5 項目を、更に第 1 表の表側のように、議事種類細目によって細分類して集落活動の具体的諸相を描いてみよう。

まず、連絡・広報・事務においては、「人事・組織・会計」と「政治・社会・生活」に関する議題が非常に多い。前者は、自治組織としての集落や農業組合（農家実行組合）の役員選出・運営方針、会計報告等を内容とする、組織の組織としての活動を指す。後者は、政治・社会・生活全般に関する議題で、他の細目にあてはまらない議事項目も大体ここに入られている。第 3 番目に多いのが、「農業」に関する議題である。先の 2 項目と違って、この議事の提案者には農業組合や営農組合（生産組織）の多いことが特徴である。

次に、基盤整備工事に関する議事項目では、昭和 40 年代前半には「道路・水路・農地」関連が多かったが、昭和 50 年代後半には「生活環境」関連が中心になっている。それは、基盤整備事業から生活環境整備事業へと移り変わってきた町政の展開軌跡がそのまま投影された結果といえる。この項目における特徴は個別農家や班が意見や要望を多く出していることである。個別農家や班の要望・意見の内、基盤整備に関するものは 40 年代、50 年代ともに過半数に達している。しかも、個別農家や班の要望・意見が議事項目総数に占める割合および年平均件数は、40 年代に 5 %、年平均 10 件に対し、50 年代に 10 %、年平均 17 件と増大している。個別農家や班が要望や意見を直接に寄合いで述べる機会は漸次ふえつつあり、その主たる関心は 40、50 年代を通じて基盤整備にある、と言える。

次に、公役については、道普請、水路清掃、堤防草刈り、神社・祭の役務は、毎年恒例化している行事である。各農家は原則として無償出役を義務づけられ、出役しないと出不足料を徴集される慣わしである。また、会議・会合については、50 年代になってから、農業および娯楽・スポーツの集まりがふえている。この分野への町役場等の外部機

第1表 集 落 の 寄 合 い

昭 和		59			58			57			56		
		集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見
連絡・ 広報・ 事業	人事・組織・会計	49	0	1	29	0	0	29	0	0	28	0	0
	人農政治・社会・生活	14	6	1	3	3	1	5	9	0	7	14	0
	宗教・社会・生活	33	0	4	23	0	5	32	0	1	18	1	1
	宗楽・ス・ポ・他	6	0	1	8	0	0	4	0	0	2	0	0
	娯楽・使用料・他	0	0	1	0	0	1	1	0	0	2	0	1
基盤 整備	調査・研修・検	9	0	0	8	0	0	9	0	0	10	1	0
	道路・水路・農地	7	1	0	2	0	1	1	1	0	2	2	0
	生活・環境・寺	11	0	10	13	0	5	7	1	1	0	0	3
	道生神	23	0	9	25	0	2	16	0	0	3	0	4
		4	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0
公役	道路・水路・堤防	7	1	1	2	0	1	3	0	0	3	0	1
	生活・環境・祭	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	道生神	10	0	0	7	0	0	5	0	0	5	0	0
	農政・社会・生活	5	1	0	2	0	0	2	1	0	1	2	0
	宗教・社会・生活	3	0	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0
会議・ 会合	宗楽・ス・ポ・他	3	0	0	8	0	0	4	0	0	3	0	0
	娯楽・使用料・他	7	0	0	3	0	0	7	0	0	6	0	0
		1	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0
	土地基盤・生活環境	1	0	0	4	0	0	1	0	0	1	0	0
	農そ の 業他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協項 議事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 合 種 類 別 計		193	9	30	138	3	16	130	12	2	95	20	10
寄 合 総 計		232			157			144			125		
昭 和		50			49			48			47		
		集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見
連絡・ 広報・ 事業	人事・組織・会計	20	0	0	21	2	0	11	0	0	11	0	0
	人農政治・社会・生活	15	12	1	10	10	1	19	13	0	12	1	1
	宗教・社会・生活	42	1	5	24	0	2	37	2	0	22	0	0
	宗楽・ス・ポ・他	5	0	0	5	0	2	6	0	0	5	0	1
	娯楽・使用料・他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基盤 整備	調査・研修・検	10	0	0	13	0	0	15	0	0	13	0	0
	道路・水路・農地	5	1	0	1	1	0	3	0	0	3	1	0
	生活・環境・寺	11	0	2	20	0	0	14	4	0	9	3	0
	道生神	13	0	1	11	0	1	18	0	1	8	0	0
		0	0	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0
公役	道路・水路・堤防	3	0	0	5	0	0	2	0	0	4	0	0
	生活・環境・祭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	道生神	3	0	0	4	0	0	6	0	0	1	0	0
	農政・社会・生活	1	0	0	0	0	0	0	2	0	3	0	0
	宗教・社会・生活	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0
会議・ 会合	宗楽・ス・ポ・他	5	0	0	3	0	0	4	0	0	1	0	0
	娯楽・使用料・他	2	0	0	1	0	0	1	0	0	1	0	0
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	土地基盤・生活環境	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	農そ の 業他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
協項 議事		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寄 合 種 類 別 計		138	14	9	123	13	6	140	21	1	95	5	2
寄 合 総 計		161			142			162			102		

注. 集会・評委とは総会・臨時集会および評議員会, 農組とは農業組合・営農組合, 意見とは

での議事項目

55			54			53			52			51		
集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見
32	0	1	30	1	5	26	0	3	23	0	1	19	0	0
12	11	1	22	5	2	12	14	2	9	6	0	10	3	1
35	2	3	28	2	2	29	1	2	23	0	5	44	0	7
6	0	0	4	0	2	5	0	0	11	0	0	4	0	2
3	0	1	8	0	4	3	0	0	0	0	0	0	0	0
9	0	0	16	1	0	18	0	0	13	0	0	17	0	0
1	1	0	2	2	0	2	1	0	1	0	0	3	1	0
5	0	9	16	0	5	9	0	8	5	0	0	17	0	5
10	0	3	9	0	6	8	0	5	14	0	1	13	0	3
0	0	0	3	0	0	1	0	2	7	0	1	1	0	0
3	0	1	3	0	1	4	0	0	2	0	0	3	0	0
0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	5
5	0	0	8	0	1	7	0	0	2	0	0	2	0	0
1	1	0	5	0	0	3	0	0	1	0	0	1	0	0
1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
3	0	0	4	0	0	7	0	0	3	0	0	4	0	0
6	0	0	7	0	0	6	0	0	2	0	0	1	0	0
1	0	0	4	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	0
1	0	0	4	0	1	1	0	0	4	0	0	12	0	0
0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0
134	15	20	176	11	30	142	16	22	122	6	8	155	4	23
169			217			180			136			182		
45			44			43			42			41		
集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見	集評 会委	農 組	意 見
16	1	0	21	4	0	37	2	1	18	2	0	30	1	1
11	2	1	29	14	0	24	11	0	19	22	1	24	28	1
22	0	2	58	0	0	75	1	3	45	0	7	40	1	5
4	0	1	11	0	0	8	0	0	11	0	0	5	0	0
0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	2	0	0
8	0	0	18	0	0	19	0	0	19	0	0	17	0	1
6	1	0	4	1	0	11	0	0	5	2	0	4	3	0
14	0	4	47	1	2	51	0	5	35	2	6	29	1	10
7	0	2	30	0	3	27	0	1	15	0	4	13	0	6
2	0	0	4	0	0	5	0	0	1	0	0	0	0	0
1	1	0	6	1	0	10	2	0	8	0	0	4	1	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	0	0	3	0	0	8	0	0	3	0	1	1	0	0
0	0	0	1	0	0	2	2	0	0	3	0	0	3	0
1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	2	0	0
4	0	0	3	0	0	7	0	0	7	0	0	3	0	0
0	0	0	2	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	8	0	0	3	0	0	0	0	0	1	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
100	5	10	248	21	5	296	18	11	187	31	19	175	38	24
115			274			325			237			237		

個別農家・班から出された意見，を各々指している。

閑の働きかけが活発になっていることの影響である。

最後の協議事項の内容については、第2表のとおりである。ダム頭首工・水路の建設、圃場整備事業等の生産基盤整備に関する協議25回、農村環境整備事業、公民館建設等の生活基盤整備に関する協議15回、集荷場建設や水田利用再編対策等の農業生産に関する協議3回、等々となって、大半が基盤整備に関連する分野の項目である。基盤整備こそが、集落において集まり協議する必要のある大切な問題だということをそれは物語っている。なお、基盤整備以外での分野については、集落行事の変更・出役軽減化の協議2回、自治活動に関する協議3回（青年団への補助金増額、役員報酬引き上げ、農協理事推せん）、彦根広域市町村圏への加入問題1回、がある。

このようにⅠ集落の集落活動は広範囲にわたるのだが、その中で幾つかの局面についてより詳細に叙述しておこう。

転入者がⅠ集落の構成員として認知される条件は、当集落内に定住するということである⁽⁸⁾。構成員としての認知に際しては、保証人2人をたて、かつ入区金を支払わなければならないこととされている。入区金は転入者も1戸当たりの共有財産に相当する金額を負担する義務があるとして課せられるもので、昭和59年には2万円であった。これまで居を構え生活をする転入者には再三の勧誘によりⅠ集落の構成員としたが、現在集落内の企業宅に住む5戸には働きかけをせず、構成員としていない。

さて、集落の寄合いにおいて、農業領域で最も頻繁に出る議事項目は、米の生産調整および転作の問題である。昭和45年以降年平均5件は取り上げられている。農振法、土地利用増進法等のその時々農業施策も集落で報告されている。米の集荷業務は従来集落が担当してきたが、昭和45年に農業組合（農家実行組合）事業へと切り替えられた。だが、総じて、農業組合の活動量は少なく、また農業領域に限られている、と言えよう。

生活、社会面において、生活規範の遵守、防火・防犯、教育等は繰り返し強調される事柄である。生活規範については、冠婚葬祭の華美をいましめた、こと細やかな規程集が昭和27年に作られているが、特に葬儀については昭和41年以降もその遵守を幾度となく呼びかけてきている⁽⁹⁾。葬儀は、おおむね集落内の社会関係の中で取り行なわれるので、集落内規制が有効に働くのであろう。防火は、消防団活動が行なわれていることもあって年平均8.3件と多く取り上げられている。教育に関連した議事も年平均7.4件と多く、集落の活動範囲の一分野を構成している。その中で、しばしば現われる恒例の議事として小・中学校への寄附の件がある。それは1戸（または卒業者1人）当たり寄附額いくらという算出基礎により、実際上は集落単位に賦課されることが多い。Ⅰ集

第2表 協議事項の内容および寄合いの種類別協議回数

協議の 年次 (昭和)	協 議 の 内 容	寄合い種類別の回数			
		総 集 会	評 議 員 会	説 明 会	合 同 の 委 員 会
41～44	ダム頭首工・水路の建設		1	4	
43	集落内道路の舗装		2		
44	神事講の日程を1月15日(休日)に変更		1		
44	圃場整備事業	3	1		2
44	青年団への補助金の増額				1
44	彦根広域市町村圏への加入				1
44	ダム幹線水路に関連した道路の拡幅				1
44	簡易水道施設に加入		1		
47	二次構による集荷場の建設		1		
49	営農組合農機具格納庫と圃場間に道路建設		1		
50～51	農村環境整備事業	1	2		3
51	愛知川左岸農道整備に対する集落の補助		3		
51	農協理事推せん		1		
51	集落役員報酬の引き上げ		1		
52	排水整備事業		1		2
52	整場建設		1		
53	圃場整備にかかわる隣村との境界変更		1		
53	農協乾燥施設増設に伴うビール麦作付け割当て	1			
54	排水および道路拡幅事業				3
54	春日神社大祭への公役軽減		1		
54	水田利用再編対策および転作の裏付け補償		1		
55	農道の舗装				1
56～58	公民館建設	2			2
58	a地区農道改修工事費の集落からの補助		1		
59	農村下水道事業		1		

注(1) 寄合い種類において、総集会には定例のものと臨時のもの、合同の委員会には評議員会・基盤整備委員会や評議員会・環境整備委員会等が含まれる。

(2) 同じ寄合いで、関連する分野の議事が2つ以上議論されても、それらは1回と勘定している。

落の場合、校舎改築等の大口寄附に対しては積立てや臨時徴収を行なったこともあるが、通常は集落運営予算から拠出されている。日赤等その他機関への寄附も同様である。寄附のあり方をめぐっては、本来個人の意思に委ねるべきではないかとの異議が時折出されている。

神社・祭等の維持・開催は集落のもつ仕事の1つである。例えば、近隣4集落268戸（うちⅠ集落106戸）を氏子とする春日神社は、年8回の祭典に延100人、年2回の清掃に延24人、ほかに下草刈りは氏子総代が無償奉仕であたっている。神社予算は各戸賦課金54万円、初穂料13万円、貸地・貸家料9カ処12万円等で賄い、900万円余の繰越金も持つ（昭和57年）。青年団主催の夏の盆踊りは仮装行列・芸人招請等盛大である。このように、諸行事は今日なお従来通り継続されているとはいえ、兼業化・混住化がすすんでいることから漸次諸行事の形態変更（祭りの手伝い軽減化や休日実施等）を余儀なくされてもいる。精霊送りの際の供物を愛知川に流す風習が環境美化の見地から廃止された（昭和58年）のも、時代の投影といえよう。

基盤整備事業は、国・県・町が施策として集落にもちかける場合と、集落住民の要望に端を発する場合とがある。概して両者の意向の一致した時、基盤整備は補助事業に乗り実施されることが多いのだが、事業への集落住民のかかわり方は、事業の性格、話の出方によりケース毎に違ってくる。昭和40年代前半のダム頭首工建設は、愛知川沿岸土地改良区の発意により補助率90%の国営事業として、改良区・業者ペースで行なわれたが、工事の遅れに際しては賃金を支払う条件で地元耕作者の出役を要請した。また、昭和41年の国道307号に取り付ける道路の工事は、資材は町役場から直接支出し、人夫は、集落から出役する形で実施された。工事への人夫出役については、Ⅰ集落は賃金を支払うことを常とする。この工事の場合、人夫賃金36千円の内、21千円を町役場からの補助で賄うことになった。

道普請、水路清掃、堤防草刈り等への公役は班単位に割り当てられる。構成員数の少ない班から、つねづね労力負担が大きいので堤防草刈りの出不足料が出た場合には、その金を班に還元せよという要望が出てきたのもそこに由来する（昭和55年評議員会、但し集落公役の出不足料を班に返すのは筋違いだとして否決）。

ところで、Ⅰ集落は農家が集落外の者にⅠ集落内の土地を売却する場合、事前に区長に申出て評議員会の承認を得ることを義務づけている。事実、41年以降3件の申出があり各々に評議員会の了解を得ている。だが、こと農地所有権にかかわる問題に、集落の道義的規制がどの程度有効かは疑問である。この集落外売却についての申し合わせに直接抵触するものではないが、農地売買の難しさを示唆する事例を1つ紹介しておこう。

R農家は、昭和60年に田24aを転入住人で集落内で商店を営むPに反当100万円で売却した。売却動機は分らないが、安値でもあり特殊事情があったのかもしれない。この田は同年3月まで集落内の別の農家に土地利用増進法にのせ小作させていたものであった。Pは、この田を土置き場として転売するつもりで買ったのだが、恒常的な勤務に就く同じ集落内の農家QがPと直接談判し、7割増しの値で買い取ることにした。Qは、この田の隣接地所有者で、現在は作付けているが、将来家を建てる予定である。QがもしRと最初から直接取り引きしておれば、仲に入ったPの取分を分けあって両者とも得をしたかもしれない。けれども、実際には売買が極秘に進められるので、そうはいかなかったのである。その意味で、事前に申出て集落の了解を得るといふきまりは、まず守られないだろう、とこの田の元小作者は言う。売買は当事者にとって切羽詰まった行為なのだから⁽¹⁰⁾。

次に、農地利用権、つまり農地貸借に集落は関与しうるだろうか。記録には3件の事例がある。2件までは農業委員の発言で、いずれも貸出しまたは借入れ希望の有無を問い合わせるもの（昭和56年）、残る1件は農用地利用増進事業等の説明会の席でI兼農家層から耕作委託を希望する発言が出たこと（昭和53年、営農組合主催の説明会、耕作委託希望戸数20戸9ha）である。これから推定すると、I集落においてこれまで農地貸借の斡旋に集落が関与する慣習はなかったこと、だが農用地利用増進事業への協力という形で農地貸借問題を農業委員が取り上げればそれ程異和感もないこと、場合によっては農業委員や営農組合の斡旋によって農地貸借が促進される可能性もあること、等を書いて得であろう。

（2）集落と外部機関との関係

集落は活動の中で、外部諸機関と強い繋がりをもつ。特に、農業一般および基盤整備の議事の過半は外部諸機関と関連する事項と考えてよい。外部諸機関の中では農協と公共機関（国・県の機関、町役場、土地改良区、ダム事務所）が7割以上を占める。そこで、農協と公共機関とが集落活動のどの領域と関連しているかをみでみる。第3表は、説明文中に農協および公共機関名がたまたま記入されている議事件数を集計整理したものである。集落記録帳に書記が記入する文体にこの20年間それ程変化はなかったので、議事説明文中に記入された外部機関名の出現頻度は、それら外部機関と集落との関連度合の実態を投影する、と考えてよい。第3表によれば、農協は農業一般について集落と比較的關係が強い。公共機関は、農業一般、基盤整備、その他の領域で集落に関係するが、人事・組織・会計および作業・公役、言い換えれば集落の自治組織としての活動に

第3表 農協および公共機関と集落活動のかかわり

年次	昭41～45	47～49	50～54	55～59
----	--------	-------	-------	-------

I 農協および公共機関¹⁾記載の議事²⁾の年平均頻度数(単位:件)

(1) 農協

人事・組織・会計	0.6	0.3	1.0	0.2
農業一般	5.0	4.0	6.6	4.6
基盤整備	3.2	0.3	1.0	0
作業・公役	0	0	0.2	0
その他の	2.8	1.0	1.4	3.4

(2) 公共機関

人事・組織・会計	1.6	1.6	2.2	2.6
農業一般	8.4	1.6	6.6	3.6
基盤整備	20.6	10.0	13.6	10.6
作業・公役	0.6	0	0.2	0.6
その他の	15.6	6.0	17.6	13.6

II 議事項目総数に占める農協および公共機関記載の議事頻度割合(単位:%)

(1) 農協

人事・組織・会計	2	2	4	1
農業一般	13	17	26	22
基盤整備	5	1	3	0
作業・公役	0	0	2	0
その他の	3	2	2	5

(2) 公共機関

人事・組織・会計	6	11	8	8
農業一般	21	7	26	17
基盤整備	30	31	36	30
作業・公役	6	0	2	5
その他の	17	11	23	21

注. 1) 公共機関からは、警察、消防署、学校、教育委員会、社会福祉協議会、電話局を除外している。

2) 「農協および公共機関記載」については、議事の説明文の中に農協または公共機関名が明記されたもののみを記載議事と判定した。両者が共に記載された議事は二重に数えた。

はいり込んでいない。時期別では、昭和41～45年は基盤整備等により公共機関との関連が強く、昭和50～54年は農協の乾燥施設増設に伴うビール麦作付割当て等により農協との関連が強い時期であった。これは、集落（農業組合を含め）が農協および公共機関のエージェントとして活動している一端を示すものだろう。しかし、エージェントとしての集落活動に時期的な一定の傾向（拡大とか減退の）があるとは言えないし、それと自治組織としての活動も相互の関連はない。概して、外部機関からの大きな事業の導入は集落住民に活力を与え、寄合いがふえ、そこでの議事件数も増大するという関係にある（第1表参照）。農家③（農家番号は、昭和59年時点で調査農家62戸について経営耕地の大きい順に付けた通し番号である⁽¹¹⁾）はそれについて、外部からの刺激がないと集落のまとまりは乱れる、と評している。

（3）集落の活動経過

昭和41年以降のⅠ集落の活動経過を、議事の出現頻度によりたどってみよう。

第4表によれば、出現頻度総数30以上の議事は、昭和43、44年をピークとしたダム頭首工・水路の建設（51件）、昭和44、45年に集中して登場する圃場整備事業（30件）、昭和45年以降継続的に現われる米の生産調整・転作・転作跡の麦作付（77件）、昭和50年以降恒常的に現われる農村環境整備モデル事業（40件）、昭和58、59年の公民館建設（33件）、である。この外に、その後の当集落の活動に大きな影響を与えた出来事として昭和47年1月に設立されたⅠ営農組合の結成がある（昭和46年は書記交替の間けきで記録が欠落）。これを補助事業と関連づけておおまかに要約すれば、昭和40年代前半は、県営圃場整備事業により農業生産基盤の整備が進められ、40年代後半は第2次農業構造改善事業の導入を契機として、営農組合が設立され、稲作機械化が進展した。50年前半は一連の稲作生産調整施策の下で脱稲作への模索があり、50年代中葉以降は農村総合整備モデル事業と新農業構造改善事業を軸として生活環境整備が図られた⁽¹²⁾、と言えよう。

ここで、第4表の議事の幾つかについて補足説明をしておこう。まず、ダム頭首工・水路の建設と圃場整備事業はその後の集落活動に諸々の影響をもたらしている。

Ⅰ集落の耕地は、愛知川右岸の「下の段」「上の段」、愛知川左岸地区の3地区から構成されている。「下の段」地区は左岸地区と同様の旧河川床跡の低地で、水はけの良い砂壤土である。従来は愛知川からの導水路（「新郷井」）により灌漑していたが、余り水はより下流の導水路（「愛知井」）に流したので、返礼として「愛知井」から養応を受ける慣わしであった。Ⅰ集落は、そうした優越的な水利権をもつ「新郷井」の、その中で

第4表 『評議員会摘録』にみ

	41	42	43	44	45	47
産業道路取り付け道路工事	10					
小学校校舎改築に対する寄附問題	5	8				
ダム頭首工・水路の建設	5	3	10	27	6	
農村集団電話の架設・その一般電話への切替	1	5	2	5		1
畦畔の木の伐採	4	8	2	1		1
圃場整備事業			2	15	8	2
米の生産調整・転作・転作跡の麦作付					5	5
愛知郡浄水道への加入					3	2
第二次構造改善事業					1	7
機械格納庫一圃場間に道路建設						
農村環境整備モデル事業						
農業振興地域区分						
愛知川左岸地区の一部の圃場整備事業					1	
霊場建設						
農用地利用増進事業						
営農組合と農業組合との統合の検討						
公民館建設						
下水道施設事業						

資料：Ⅰ集落資料。

も最も上流に位置する井頭であった⁽¹³⁾。しかし、ダム頭首工・水路の建設は、この水利上の特権を消滅させた。

「上の段」地区は河岸隆起で一段と高くなった粘質土壌で、面積は広いが水は不足する。昭和23年「下の段」の井戸から水を揚げるポンプ施設が作られ、水利組合を結成してその管理にあたってきた。例えば、昭和43年の4～9月の半年間の揚水作業に出役したのは毎日1名の割で延べ183名、配水作業への出役は延べ386名に達する。水利をめぐって強固な共同関係が存在したのである。この水利組合もダム頭首工・水路の建設により解散となり、以後水管理はⅠ営農組合の水利部に任されることになった。

左岸地区の1部は、1級河川（愛知川）をまたいでの圃場整備事業を認めぬ県方針により、圃場整備事業から除外されてしまった。そこで、昭和51年関係農家が自力での農道整備を希望し、用地は関係農家の負担、総工事費200万円のうち4割を町負担、残りを集落負担で実施するよう求めてきた。Ⅰ集落もそれを了承し、耕作反別割80%、区費徴収基準割20%で経費を徴収し、集落事業として実施した。

また、圃場整備以前は畦畔に木が繁茂し、毎年その枝葉を伐採する必要があった。町

る寄合い議事の年次別件数

48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	計
												10
												13
												51
3	1											18
2												18
1	1	1										30
6		2	1	5	6	13	9	6	6	1	12	77
7	6											18
3												11
	10	5										15
		3	7	5	1	8	4	1	2	6	3	40
2	1	4				2	1					10
	1		7									9
				7								7
						2						2
						3						3
							1	3		14	15	33
											4	4

がヘリコプターで空中防除をする際、畦畔木は邪魔だし、また薬剤散布にむらを生じるからである。しかし、圃場整備により畦畔木が一掃されたため、この恒例議事も不要となったのである。

次に、昭和47年設立のⅠ営農組合もまた、その後の集落活動に影響を与えている。第2次構造改善事業による農機具の導入は、Ⅰ営農組合の農機具装備が当初は補助事業に依存していたことを示している。昭和49年着工の農機具格納庫から圃場までの道路建設は、Ⅰ営農組合の要請によるものである。総工費141万円（うち土地代金57万円）で全額集落負担の覚悟で実施したものだが、その後町役場から45万円だけ補助金を受けている。また昭和54年には、営農組合の組織的發展に伴って生じた農業組合業務との重複を避けようとして、営農組合と農業組合との統合が検討された。だが、圃場整備実施地区のみを対象とする営農組合と、愛知川左岸の圃場未整備地区をも管轄する農業組合とでは、対象領域を異にしている調整がつかず、両者は共に存続することになった。

第3に、昭和50年代に毎年議事にのぼった農村環境整備モデル事業とは、国の農村総合整備モデル事業（昭和52年以降）と新農業構造改善事業（昭和55年以降）をベ-

第5表 I集落(自治組織)

(収入の部)

(単位:円)

項 目	収 入	備 考
前 年 繰 越 金	139,657	
施策協力費・手数料	148,434	
ダム賦課金集金手数料	75,520	
水道料金集金手数料	29,000	
その他の手数料	27,754	農協貯金・集金, 米穀売渡限度数量等
施策協力費	16,160	交通災害共済, 農振地域整備調査等
補助金	225,300	
土に生きる県民運動	200,000	
消防長靴購入	25,300	
公役出不足料	5,000	
人夫賃補助	155,000	
河川愛護補助金	45,200	
I改良区より農道修理へ	97,800	
家屋調査人夫賃	12,000	
報 奨 金	237,710	
納税報奨金	187,960	
保険税納税報奨金	49,750	
敷地料・利息・配当	47,051	電柱敷地料, 農協貯金・利用高配当
大日堂修繕費残金・さい銭	21,478	
区 費 徴 収	1,912,275	
集 落 内 世 帯 分	1,860,000	
集 落 外 世 帯 分	52,275	
合 計	2,891,905	

スに町が独自の予算を補足して行なう生活環境整備の施策である。50年代,生活環境整備の要望・意見が個別農家や班から多く出されるようになったのは,事業実施を地元の要望に応じてきめ細かく採択してゆくという,この事業の運営方針が直接投影したものと思われる。

第4に,第4表の議事項目「米の生産調整・転作・転作跡の麦作付」について説明しよう。N農協は昭和53年に麦作関連の補助金を利用して米麦の乾燥施設を増設した。その際,麦乾燥も一定量以上処理する必要があるとして,管内各集落に麦作付けを割り当ててきたものである。I集落の場合,8haの割当てに対し,稲転作面積5haのみにビール麦を作付けをすることで対応している。

の昭和59年区費精算
(支出の部)

(単位: 円)

項 目	支 出	備 考
電 気・電 話 代	109,485	
I 公 民 館 へ 補 助	250,000	公民館会計へ繰入れ
神 社・祭・寺 費 用	497,135	
春 日 神 社 関 連	344,881	祭費用, 負担金
盆 踊	70,000	青年団へ渡し
そ の 他	29,632	伊勢・愛宕神社代参, 神事講など
寺 関 連	32,622	慰霊祭, 夏祈禱, 寺使用料
庶 務 費	168,192	
文 具 費	8,082	
消 防 関 連	15,050	初出式酒代, 油代, 水槽用地代等
会 議 費	145,060	精算当日, 役員慰勞会
寄附・見舞い・祝い	265,000	小・中学校, 社会福祉協議会, 日赤等
団 体 へ 補 助	250,000	
婦 人 会	100,000	
消 防 団	80,000	
そ の 他	70,000	老人クラブ, 子供会, 青年団
生産基盤・生活環境 整備	465,780	
農 道 修 理 人 夫 費	97,800	
消 防 関 連	85,280	消防用長靴, ポンプ小屋赤色灯
そ の 他 生 活 環 境	282,700	公民館前植樹外灯修理, フェンス工事等
運 動・娛 楽	143,375	町民運動会, レクリエーション費配分
役 員 手 当	204,500	区長, 代理, 書記, 班長等
人 夫 賃	286,800	総人夫, 宮人夫
そ の 他	30,640	建物共済, 固定資産税, まむし捕獲
合 計	2,670,907	

(4) 集落の財政

昭和59年のI集落の活動内容を収支会計(第5表)により眺めておこう。

まず, 収入の部では, 総額289万円, うち191万円までは構成員世帯から徴収した区費(集落運営費賦課金)に依っている。区費徴収の基準は, 均等割20%, 固定資産割30%, 所得割30%, 耕作反別割20%, である。この徴収基準については, 集落活動から農業面が縮小し, 誰もが等しく受益する側面の支出の多い実情にかんがみ, 均等割の増額を要請する意見も出たが, 困窮世帯への配慮を理由として否定されている(昭和57年10月の評議員会)。「区費徴収 集落外世帯分」は入作地についての耕作反別割の課賦金で, 集落領域の存在を示している。「施策協力費・手数料」, 「人夫賃補助」, 「報奨

金」の合計54万円は、集落が公共機関に協力またはその業務の下請けをしたことに對する見返りである。その外に、「補助金」約23万円がある。合わせて、公共機関から下りてくる資金計77万円で、総収入の27%を占めている。それは公共機関と集落とのかわりの強さを物語っている。

次に、支出の部では、第1に「神社・祭・寺費用」が50万円と大きく、I集落における宗教関連諸行事の盛んさを裏付けている。第2に、「生産基盤・生活環境整備」47万円は、農道修理や生活関連諸施設にかかる費用で、うち「農道修理人夫賃」、「消防用長靴購入」等は補助金で賄われている。だが、その他の多くが集落独自の資金によって維持・改善されていることを看取することができるだろう。第3の、「人夫賃」29万円は公役にかかわる費用である。公役のうち恒例でない作業、あるいは少数有志のみ出役するもの、具体的には農道の修繕工事や神社関連の出役だけに賃金が支払われる。支出面には現われない無償の公役をも含めて考えれば、I集落は、生産基盤・生活環境そして神社諸行事の維持保全に相当多くの人手をかけていることが推察されるであろう。第4の「寄附・見舞い・祝い」27万円は、こうした領域においてI集落が1つの社会的単位として他機関に伍して交際している状況をうかがわせる。第5に、「団体へ補助」と「I公民館へ補助」の各25万円は、集落内の諸団体および集落有施設の維持・育成のために、集落が財政的援助をしていることを示す。第6の「役員手当」が20万円と多いのは、1人当たり役員の手当の大きさというよりむしろ役員数の多さの結果である（昭和59年区長手当2万円）。

以上のように、自治組織としての集落は、公共機関と密接なかかわりをもつと同時に、自治組織としての固有の活動をしている。活動の内容としては、神社・寺の維持と諸行事の実施、集落内の諸団体・施設への補助といった自治活動にかかわる側面と、生産基盤・生活環境整備およびそれへの出役といった地域資源の保全・充実にかわる側面とに重点が置かれていた。

注(8) 『I区自治行政規約(案)』によれば、「区民とはI区内に居住し、生活するものをいう。又新たに居住し、生活するものは区長に届出て区民として認めた時点より区民という」と定義されている。

(9) 昭和54年2月における葬式の改善規約は例えば次のようなものである。

- 一 通夜の食事、果物、赤飯、すし等の引物を全廃し、茶菓子程度の接待とする
- 一 葬式の引物は砂糖のみとする。但し他所は別
- 一 葬式後の洗濯は身内のみとし、礼等は行わない
- 一 葬式後の野帰りは幕の内料理、赤飯の盛付を廃止する
- 一 拝葬参り後の接待は新しい料理を作らず、残り物程度で済ませる

- 各7日のタイ夜の供物を廃し、茶菓子程度の接待とする
 - 野帰り後の僧侶の引物はしない
 - 布義僧は頼まないこと
 - 通夜及び野帰りに酒を出さないこと
- (10) 昔は区長が売買に注文をつけ得たが、最近は無関係で、という。せいぜい幾つかの条件を付ける程度である。昭和60年、恒常的勤務農家②は、国道沿いの田8アールを売却し、代替に田30アールを隣集落の農家から購入した。仲介は②の親戚で、I集落出身の不動産屋がした。国道沿いの売田は、当面不動産屋が持ちいづれサービス業務用に転売される予定である。②が国道沿いの田を売る気になったのは、これが墓地と隣接していて去年の夕暮水を入れに行ってもうれいを見たからだ、という。②に田を売った者は、保証人になって倒産に連座したからである。国道沿いの田の買主である不動産屋に集落として付けた条件は、①排水は圃場整備の排水口へ流す ②工事で道を痛めた場合修理して返す ③空気を汚す業者への売却をことわる ④協議費(区費)の負担、その他在所(集落)の規約を守る、等である。
- (11) 農家の経済社会状況については、田畑保稿「地域農業の組織化と農地流動化・集团的土地管理」(『農業総合研究』第39巻第4号)付表1~4を参照。
- (12) 横田正治良「愛東町の歩んだ道と将来」(『農村計画学会誌』第4巻第1号、1985年6月)によれば、愛東町に今まで投下された資金累計は、基盤整備事業40.8億円、構造改善事業35.8億円、環境改善モデル計画18億円(うち町単独事業6億円)、に達する。
- (13) 『祝 壬生滋雄氏木賜杯褒章受章』(愛知川沿岸土地改良区資料)、2~3ページ。

4. 事業導入をめぐるI集落の社会関係

昭和40、50年代を通じて、I集落で実施された5つの大事業の導入経過を跡づけ、そこに織りなされた社会関係の筋目を簡略にたぐってみよう。

(1) ダム頭首工建設の経過

従来から水不足に悩まされ続けてきた当地域が愛知川上流の永源寺ダムの完成によってその状況を一変させたのは、昭和43年のことである。ダム完成の間近い昭和41年秋、ダム水量不足の危惧から愛知川中流を堰止め伏流水の利用を図る頭首工建設の話がもちあがる。ダム建設にともない従前の井頭としての水利権を失うI集落としては、水不足再発に備えて頭首工を元の新郷井堰付近に設けるこの計画は、願わしい話だ。ただ、出来ることなら工事費の地元負担金4千万円(総額の10%)を支払わずに済ませたい。

そこで、今までの井の水利権を引当てに地元負担なしで施工されるなら了承するという条件を付けた。そうこうする内、上流のE集落が頭首工の位置を一段引き上げるよう陳情する。引き上げることで受益面積はふえるが、その分下流で水不足になる心配がある。新郷井の各集落も対抗して反対陳情したが、結局、上流地点への引上げと裁定されてしまった。加えて、従前の水利権も無償放棄することになった。

永源寺ダムおよび頭首工が完成すると、次は幹線水路と頭首工水路（埋設）を建設する段階になる。それについて各集落は、固有の権益を守る立場から、事業主体である水利組合や役場に様々な要請をする。具体的には、それは用地買収補償であり（用地買収価格は時価で、作物補償もする）、また漬地を最小限にするための、あるいは他集落の水路下流に立たないための、水路位置の変更であった（前者は容認、後者は却下された）。

ダムおよび頭首工建設は、広域の国営事業として行なわれたので、交渉はいつも国・県・町役場等の事業主体にたいする地元集落の要望という形で行なわれた。水不足解消は誰しも共通の願いであり、また補助率も高かったので、事業実施自体についての反対はなかった。ただ、各集落が固有の権益を優先させようとして、微妙な対立が起きた。永源寺ダム建設を戦後一貫して推進したのは、西小椋村農地委員会々長、愛知川沿岸土地改良区事務局長・理事を歴任した、I集落在住の住職^⑧であった。このような広域的な事業には、情熱をもち、広い視野から物事を分け隔てなく判断しうる人物の、調整力・指導力が必要だったのである。

（2）圃場整備事業の経過

ダム・頭首工建設を契機に、圃場整備事業の実施の必要性が強まった。というのは、以下の事情による。水路を従前の不整形な地形に作るのは非合理である。また、土地高低格差の大きい当地域では導水路を作る場合、その受益を受けない、より上流の集落の土地を通さねばならなかった。そうすると、土地買収の交渉も難しく買収費もかさむのだが、圃場整備事業として実施すれば、そうした手間や費用が不要になる。加えて、水路を作る場合、県営圃場整備事業にのせるのが最も補助率が良いし、それに何よりも、当時の農道幅はせいぜい0.9mどまりでテラーも通らず、拡張の必要性を農家誰もが痛感していた、等である。

圃場整備事業の計画は、昭和43年、西小椋農協の開いた区長会の席で、E集落区長から提案された。I集落に話が持ち込まれたのが11月の評議員会で、I集落8班の意見は、賛成（消極的賛成を含め）4、反対2、保留2、という色分けであった。反対理由は、2班とも経費負担の問題、その内1班からは圃場整備が経営耕地の大きい農家に

有利に作用することになるのではないか、という懸念も出された。

当初、I 集落出身の農協組合長⑩が、圃場整備の研究会を組織し、積極的に推進の音頭を取った。I 集落もそれにこたえて、圃場整備の推進委員として、区長および③、④の3名を選出した。

昭和44年、I 集落が実施した留置き記入式の圃場整備事業についての意向調査では、戸数85の内、賛成35、反対20、どちらでも良い25、わからない5、と賛否がかなり接近している。賛成理由としては、「将来の農業を考える時、今のうちにしておいた方がよい」30戸、「水路を整備するから水利用が合理化出来る」21戸、「農道の整備で機械化農業が採り入れられる」19戸、と続く。逆に、反対理由としては、「資金負担に堪えられない」24戸、「配分換地が心配である」21戸、等となっている。概して、大きい農家には賛成が、小さい農家には反対が多かった。

この結果を受けて、44年4月圃場整備事業の実施可否かを決める臨時総集會が開かれている。出席者70名、委任状15名、の無断欠席を認めぬ総集會である。まず、役場課長が圃場整備事業の情勢・内容等を説明し、ついで質疑に入る。反対意見が4~5名、賛成意見が1名から出された。賛成者が多いにもかかわらず意見が少ないのは、反対者を刺激しない、あるいは賛成意見を述べて後で役員に選ばれては困る、といった思惑が働くためであろう。投票は記名式により過半数で決すること、委任状は票決に準じること等を事前に了解し採決に入った。結果は、賛成53票、反対13票、委任15票、棄権4票、で実施と決定した。

近隣集落の圃場整備事業についての態度もこの間2転・3転した。E集落は終始圃場整備に積極的だった。O集落は当初実施希望だったが、その後様子を見る態度に転じて結局離脱、他方B集落は初め工場誘致とのかねあい態度未定だったが、その後実施へと踏み切った。H、J集落は、既に一部は実施済みのため残る地区のみ実施、A集落は当初実施希望だったが、その後一部農家の強力な反対に会い実施を見送った。また、F集落は実施希望だったが、O集落の離脱により地理上隔離されることになり、やむなく翌年独自に団体営事業として実施せざるをえなくなった。

有利な県営圃場整備事業（補助率75%）の採択には、200ha以上のまとまった対象面積が必要である。A、O集落の離脱が明らかとなった昭和44年8月、再び臨時総集會が開かれた。B、E、I、J集落で200haの基礎反別は確保できるが、その中で取止める農家が少しでも出た場合、事業は県営に乗せられなくなる。県からは、100%同意が不可欠な条件だという厳しい注文がくる。そのため、推進体制を固めるべく、圃場整備事業設立委員が選出され⁽¹⁴⁾、工事委員長②、換地委員長③、総務⑥、評価委員長③、監事

④、という任務分担となった。ここで、⑥は区長、②は若冠35歳の区長代理であり、委員5人は皆Ⅰ集落を代表する指導者である。

反対者に対しては、委員の間で戦術をたて1人1人説得していった。反対者は13戸、その内特に強い抵抗をしたのは4戸であった。区長⑥の回想を引用しよう⁽¹⁵⁾。

50日ほどは、③や②らと朝は8時頃から夜中すぎて2時頃まで苦勞した……。『それで歯も何もガタガタになってしもた(笑)』。②と2人ででもやろうかと決心を固めた。もちろん反対も多かった。『役員として死ぬ覚悟でやるか、と言わはる人もあった』けど……。見も知らぬ工事やから心配があったと思う。『食いさじ』にされたらかなん、イカイ(大きい)イカイ田んぼができて、そのあとどんなになるんや、耕うん機が水の中もぐってるいうやないか、人が田植えするに腰までつかっているいうやないか、といった声が出ていた。

数年前のⅠ集落の圃場整備工事で、業者が低地を埋めるのに雪解け土を使ってぬかる田を作ってしまったことに対する不信があった。ほかに、戦後行なった農地交換分合のしこりもあった。また個別事情として、圃場整備対象外の愛知川左岸に田を集める意向でもって反対していた者に対しては、交換分合により左岸に土地を集めることで、圃場整備事業の対象からはずした。父親が反対し、息子が賛成している農家については、有力な親戚に頼み、息子への世帯譲りを促した。

圃場整備事業の実施過程で最も難しいのは換地である。その時のことを⑥は同じくこう回想する。

「換地」をはじめてから10日後には、家へ帰っても風呂へ入る気力もなくなった。ヒゲだらけで髪はぼうぼうになった。皆が風邪をひくと1人だけが病院へ行った。

「どうせ同じ風邪や」と言って、その薬を皆が分け合って飲んだ。……「酒は気つけ薬やった」「かたみ(交互)に酒さげて来て、ひと口飲んで仕事した」。役の人達のあいだで議論はあってもケンカは一度もなかった。「だからここの事業が成し遂げられたんや」。「この部落があんじょうしてきているのも、その人らが若い頃から頑張ったおかげや」「お互いに信用するようになったんで、よかったんや」。

(愛東南部地区Ⅰ区変換地会議の前日)

朝から夜中の12時までかかって1軒1軒説明して歩いた。説明をして、修正案あれば出してくれといった。ある家で、「骨折してくれる人にもうちと良いところもらってもろたらどうやろか」、「うちはどこがあたってもよい。とにかく1日も早く役の人を楽にしてあげてほしい」という声があった。その夜は寝ずだった。午前2時にひきあげてきて、皆が公民館で(会議の)準備をした。「皆の気が会うたんや。1人と

して反対したら……できません」。一升びん枕にしていた人も、その時になって「わがまま言っすまなんだ」といってくれた。

農協組合長だった㊟は、この時期の区長㊤をこう評している。私は集会の場でしゃべることは出来ても、反対者の説得は出来ません。㊤のように日頃から付き合い、熱心なことにあたる人物だけが出来ることなのです、と。

(3) I 営農組合の設立経過と活動状況

圃場整備の実施を契機に、生産組織設立の気運が強まってきた。その間の事情を㊤は次のように述べている⁽¹⁶⁾。

昭和45年末、I 集落総力で取り組んだ県営圃場整備事業が始まった。この種の工事は未だ珍しく、業者も不慣れだった。愛知川沿いの田の畦畔は河原の大きな石を積みあげて出来ていたのだが、それをブルドーザーで田に犁き込んでしまったのだ。とても田植えが出来る状態ではなく、圃場整備をやめたらどうかという意見まで出てきた。しかし、今さらやめるわけにはいかず、役員間で協議の末、共同作業で乗り切るほかにない、ということになった。土地改良区内に営農担当の部を設け、㊠を役員に選び、その当時I 集落に1台あった野菜組合のトラクター1台を借りて、どうにか耕起・代掻きして、集落総出で植付けをした。その後、換地を前提に一時利用指定を行ない、秋には石を出してまともな田にして返すと約束して、個人に割り当てたのである。幸い、その年第2次構造改善事業により、トラクター4台、3条刈コンバイン6台を導入したので、共同収穫のあと、いよいよ石出し作業を実施した。45馬力のトラクターの後に6人ほどがついて、出てくる石をつるはし等で取り出して搬出し、なんとか田んぼらしいものにしていったわけである。

昭和47年1月にI 営農組合は、圃場整備実施区域(愛知川左岸は未実施)の農家全戸の参加のもとに正式に発足した⁽¹⁷⁾。初代営農組合長が㊠31歳、副組合長が㊟30歳と若いのは、年配の指導者層が皆圃場整備事業にはりついてた故の抜てきであったからである。

I 営農組合では、年1回の総会、数回の役員会を開催する。1月11日の通常総会での議題は、前年の収支会計決算と役員の変更である。出席者は大体60人(出席率70%)位である。他方、2月の役員会における恒例の議題は、(ｲ)賦課金、(ﾏ)耕うん料徴収額、(ﾎ)人夫賃、(ﾆ)役員報酬、(ﾇ)川ざらえ日程と出役割当て、(ﾈ)荒犁き・代かきの日程、である。こうした日常業務の外に、営農組合が総会、役員会で特別に検討した議事を昭和51年以降について簡単にみておこう。

昭和51年には、農機具更新のための反当賦課金の徴収方法を地主本位から耕作者本位へと切り替えた。また、愛知川左岸の未整備圃場でも、農機具の入る圃場の耕作者については、希望があれば営農組合への加入を認めることになった。昭和52年には第2次構造改善事業により資材庫建設、53年には前年の耕作係が組合長、前年の水利係が副組合長に就任するという人事ルールを確立した。54年には農業組合と営農組合との統合を検討したが、合併しないという結論となった。また、同年暗渠排水事業を実施した。57年には、営農組合規程、農機具建物管理規程を定めた外に、これまで傷害保険を個人に掛け、半額組合補助という形だったものを、組合が農機具に掛ける形へと切り替えた。

また、臨時集会の記録が2つ残されている。1つは、昭和53年10月に開かれた、町役場産業課による地域特対事業、農用地利用増進事業の説明会である。その席で組合員から、(i)トラクターの馬力アップと台数の増加、(ii)稲收穫と白菜播種との競合を避けるため、コンバイン2台の導入、(iii)Ⅱ兼農家20戸899aの委託希望、等の意見が出されている。もう1つは、昭和54年11月の暗渠排水事業(上ノ段地区)集会で、(i)委員選出方法(→班単位)や事業費の徴収方法(3カ年プール計算)、(ii)小作地が中途返却された場合の負担金処理の方法(→いずれにしろ地主が負担)、等を決めている。

以上の活動経過から明らかなように、Ⅰ営農組合は、共同作業遂行に伴う経常業務の外に、川ざらえといった生産環境の保全、暗渠排水事業という土地基盤整備にまで活動の手を伸ばしていること、愛知川左岸の未整備地区の耕作者の加入や農業組合との合併問題など組合の発展に伴って既存の諸組織との役割分担の調整が必要となり始めてきたこと、組織・施設の充実に応じて、組織・施設利用規程の文書化という制度的整備も進んでいくこと、等を見出せるであろう。

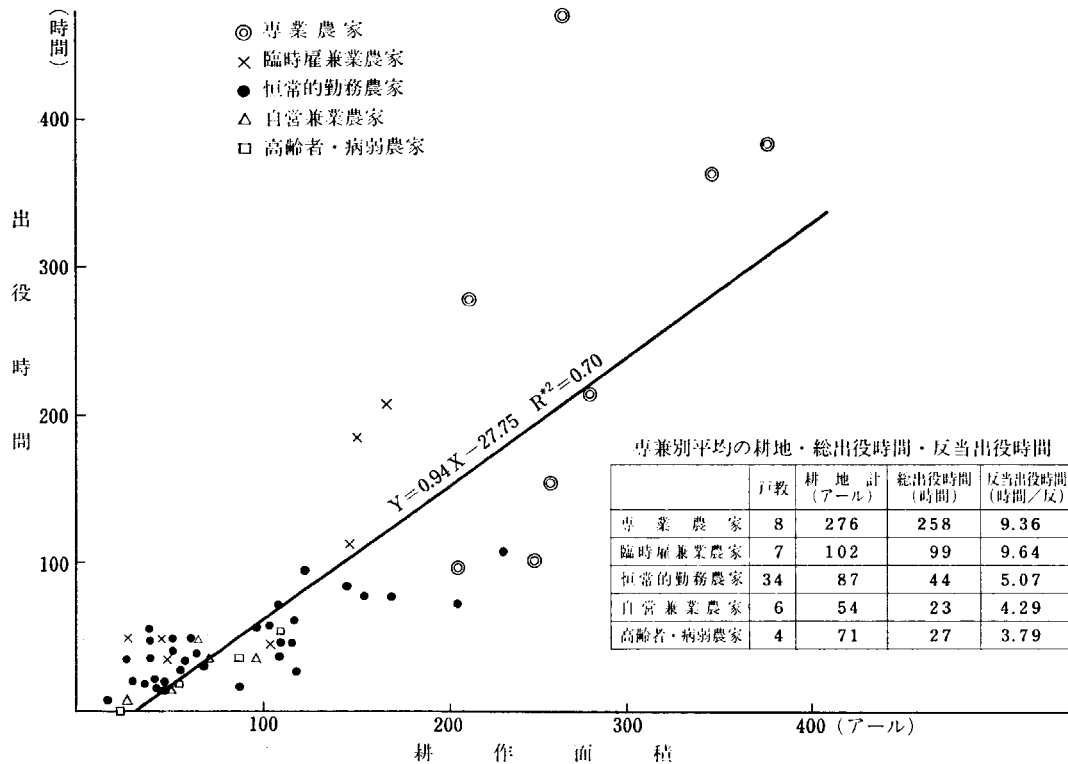
さて、Ⅰ営農組合の活動状況と当面する問題を昭和59年現在について記述しておこう。Ⅰ営農組合は、施設・農機具の共同利用を軸として、稲作業を共同で営む生産組織である。稲作での秋犁き、荒犁き、代かきという3作業と年2回の防除を行なう外に、大豆18.5haと大豆6.5haの主要作業を行なっている。Ⅰ集落の全農家85戸、水田81haを一応作業対象とする。水田の内訳は、稲67ha、転作11ha、トラクターの入れぬ未整備田3haという状況である。農家は、オペレーター42戸、水番16戸、水路草刈り・川ざらえにのみ出役16戸、農地貸付農家で出役しない者10戸、もともと不参加1戸、という構成である。集落ぐるみとはいえ役割分担はそれなりに専門分化しているのである。

農家に共通した組合への参加目的は、農機具・施設の共同利用により、過剰投資を防ぎ効率的な利用を図ることである。外に、専業農家等は、省力化により生み出された労

力を稲以外の作目に向けること、他方で、兼業農家等は、労力の節減で恒常的勤務への就業に支障がなくなれることを願っている。生産費のうち、農薬・肥料代、水利費、共済掛金、土地改良区負担金等は個別農家の負担であり、他方、耕耘・防除等の機械作業にかかる燃料・材料代と施設・農機具償却費は営農組合が分担する。共同作業への出役には、すべて賃金が支払われる。オペレーターは時給 950 円で、それは土建日雇賃金に保険掛金を加算した額に相応する。個別農家は共同作業にかかる経費の実費を営農組合に支払い、稲・麦・大豆作収入を全部自分の懐に入れることになる。集落外からの受託はしていない。昭和 59 年の I 営農組合の収支実績は、収入合計 1,507 万円、その内訳として作業料金徴収 609 万円、農機具更新費積立金徴収 383 万円（反当 4,800 円の賦課）、格納庫・資材保管庫償還金 83 万円、愛知川ダム取水費徴収金 101 万円、補助金 64 万円、等がある。収入は、大部分が個別農家からの徴収により、一部分が補助金により賄われているのである。他方、支出合計 1,100 万円、その内訳としてオペレーター労務費 316 万円、草刈り・水入れ・川ざらえ人夫賃 43 万円、役員・書記報酬 10 万円、トラクター 1 台新規購入 225 万円、燃料代 75 万円、施設・農機具の修理・材料代 165 万円、愛知川ダム取水費払 100 万円、等がある。労働費が物材費以上にかかり、また農機具買替えが自前でなされていることを確認できるだろう。ちなみに、I 営農組合が昭和 59 年現在保有する大型農機具の購入額累計は 5,305 万円、うち補助金額 484 万円で、累計に占める割合は 9 % である。

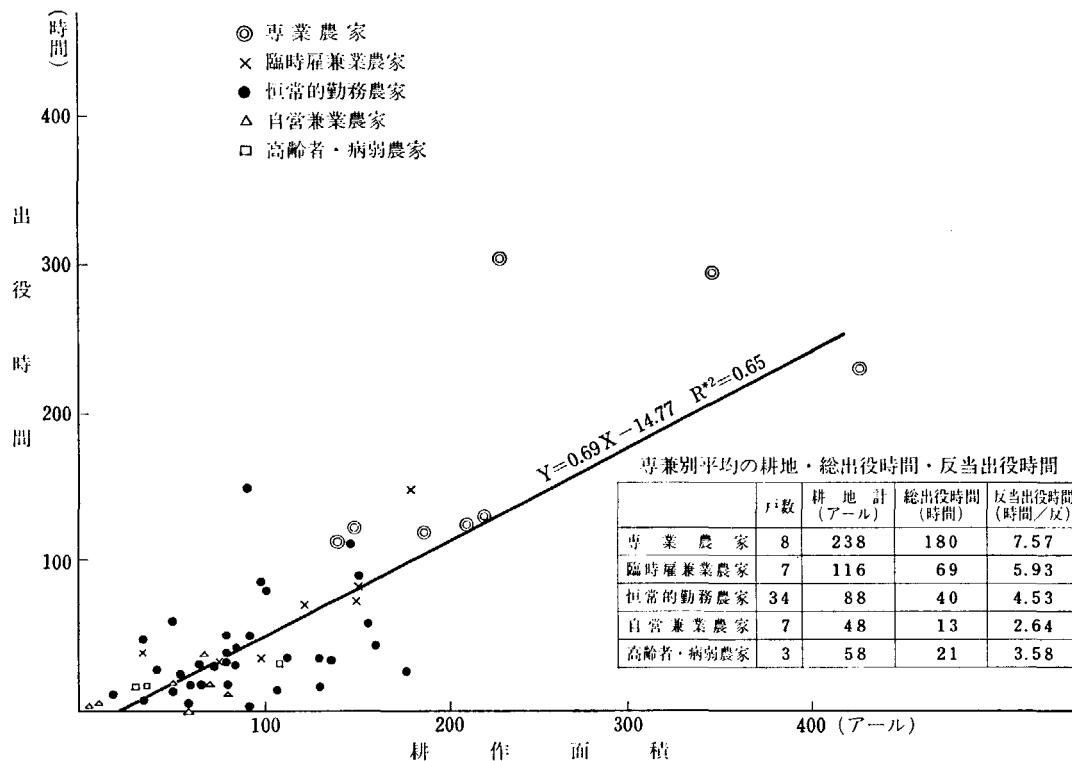
第 2 図は、構成員農家類型別の出役状況と耕作面積との関係を、昭和 55 年と 59 年との 2 年次について比較したものである。まず、2 カ年に共通するのは、専業農家、臨時雇兼業農家の総出役時間、反当出役時間が、恒常的勤務農家と比べて格段に大きいこと、逆に、高齢者農家、自営兼業農家の出役は最も少ないこと、である。つまり、I 営農組合の作業は、専業農家、臨時雇兼業農家の労力に大きく依存する体制で続いてきたわけである。しかるに、55 年から 59 年にかけて、全体に出役時間の減る中で、恒常的勤務農家の出役は相対的にシェアを高めるといふ変化が現われる。それは、週休 2 日制等の農外恒常的勤務の労働時間の軽減が、恒常的勤務農家に組合の共同作業への出役希望をふやす方向に作用し、反別割での出役基準を遵守する方針に組合が切り替えたことに主として依っている。従として、専業農家、臨時雇兼業農家が次第に高齢化（58～9 歳）し、また彼等の跡つぎも農業に専従する者がいないので、これまでの専業農家、臨時雇兼業農家を中核とした I 営農組合の作業・運営体制の切り替えが必要となってきたからである。そして、これらの問題は、当面のところ稲収穫作業に集中的に現われる。

これまで、稲収穫作業だけは、上層農家有志 13 戸が営農組合とは別個の小集団（③



第2-1図 昭和55年度稲耕作面積と営農組合への出役時間

資料：I 営農組合資料より。



第2-2図 昭和59年度稲耕作面積と営農組合への出役時間

資料：1営農組合資料より。

は「子会社」と表現した)を作り、営農組合のコンバインを使って作業を請け負ってきた。コンバイン操作には技能が必要だし、また中核農家の規模拡大を部分的ながらこれで果たそうとしたのである。だが、作業期間に限りのある稲收穫に対してこの集団は、コンバイン装備の不足により対応しきれず、個別にコンバインを購入する農家が続出したのである(昭和60年1月現在、調査農家62戸中34台のコンバインがあった)。60年に有志集団は解散し、稲收穫も営農組合が担当する形へと切り替わった。收穫面積は20haにまで落ち込んだが、新型コンバインを導入して作業効率を高めたので再び持ち直すことも可能だろう。なお、代掻きについても、田植えが5月連休にあわせて行なわれる関係で、收穫同様の作業集中が現われる。ただこの場合は、個別化すれば水管理がたちまち破綻するので、共同作業継続の必要性が認められているのである。

I営農組合は、集落ぐるみ組織という枠内で、専業農家中心に役務の専門分化をはかることによって、生産効率の向上を達成してきた。だが、農外就業における休暇制度の充実等は恒常的勤務農家の組合共同作業への出役意欲を強めつつあり、他方で、農業跡つぎの無いことが少数専業農家による従来の運営方法に行詰まりをもたらしている。営農組合の作業活動領域の縮小と、専業農家中心の役務分化の進んだ機能的組織運営から、全農家の平等参加にもとづく集落ぐるみ組織運営への転換を、当組合の指導層は今模索しているのである。

(4) 稲転作の経過

稲作生産調整について、昭和53年当初I集落では農家が個別対応(バラ転)した。米の政府売渡限度数量は、販売のない農家および耕作面積17a以下の農家をのぞいて、1/2を耕作反別割で、残る1/2を農家申告による販売予約申込数量に応じて割り当てている。販売予約申込数量割当を導入したのは、反収差を投影させて、反収の高い農家ほど売渡数量も多くなるように企てたからである。転作作物としては、乾燥施設増設のからみで農協から要請のあったビール麦を作付けし、その跡作に一部農家が白菜を作っている。

ところで、バラ転では水系から水洩れがして、転作物物が思うように育たない。そこで、当時の区長代理②の発案で、①茶作業との競合により個別作業が難しいので、ビール麦についての耕うん、植付、刈取作業は営農組合が行なう、②この場合、作業効率の向上のため圃場を団地化し、毎年場所を順ぐりに回してゆく(ブロック・ローテーション)、そして③転作しない田から賦課金を徴収し、転作田に互助補償すること、を提案した。圃場整備で田がまとまっていたし、転作対象区域に自分の田が入ると大幅な所得

減になる可能性があり、将来奨励金が減額されると困ったことになる、と考えたからである。互助補償の基準は、稲反収 10 俵、所得率 50 % として、その所得を転作農家が確保できるよう見積もられた（転作作物の収入は考慮せず）。反収を実際よりやや高めにとったのは、転作農家に受け入れ易くして、この方式の導入を円滑に進めたかったからである。このブロック・ローテーションの採用の結果、経営耕地規模の大小にかかわらず、転作は誰もが洩れなく引き受けることになった。なお、互助補償基準はその後反収 8.5 俵に低められた。将来転作奨励金が減額された場合、裏打ちの出費が大きくなりすぎるのを、③が懸念しての修正であった。

以上の転作の導入に際して、経営耕地の大きい農家と小さい農家の利害得失は、うまくバランスされていた。当初において、耕地の小さい下層農家・飯米農家は転作割当てを逃れたが、他方で、反収の高い上層農家は販売予約申込数量割当基準によって政府売渡数量の増加を見込めた。次にブロック・ローテーションにおいて、経営耕地の大きい農家は彼等が主として出役する営農組合で転作麦の主要作業を請負う代わりに、団地化した跡地を借り受け白菜を作り連作障害も回避できた。他方、経営耕地の小さい農家は転作割当てを受けるが、麦作業を営農組合に任せて転作奨励金を取得できた。経営耕地の大きい農家と小さい農家は、各々に得失を相殺し、互いにバランスしている。これを仕組むにあたっては、先頭にたって他者をひっぱるやり手の②、皆から信頼され全体の和を図りながら利害調整をすることの巧みな③との、息のあったコンビの力が大きく働いた。

（５）公民館建設の経過

60 % の補助金がつくので新農業構造改善事業の一環として公民館の建設をしたら、という話が町役場からもちこまれたのは、昭和 55 年夏のことであった。なるほど旧公民館は昭和 2 年建築で老朽化し手狭であったが、かといってさし迫って必要性も感じていなかったのも、なんとなしに時がたった。昭和 57 年 2 月になって、Ⅰ集落は字民運動広場と公民館についての留置き記入方式の意向調査をする。その結果、両方とも必要としたもの 43 戸、字民運動広場のみ必要 34 戸、公民館のみ必要 7 戸、両方とも不必要 12 戸、その他 5 戸、という内訳となった。子供をもつ世帯を中心に、どちらかといえば字民運動広場の建設を望む者が多かったのである。

だが、公民館建設を 58 年度予算に乗せるか否かの結論を町役場に出す必要があり、57 年暮臨時総集會がもたれた。最初に、公民館を建設するか否かについて班の意見を集約したところ、6 対 2 で建設することに決まった。共有山林のないⅠ集落には、これと

いった集落独自の資金源もなく、国の補助のある内に建てておこうという気運が強かったのである。次に、新築か増築かの選択である。過半数で決定すると事前に決めた後、票決に入る。結果は、新築 51, 増築 11, 白紙 9 となり、新築することに決定した。

翌年 1 月、建設委員を各班 1 名ずつ推せんし、委員長④、副委員長⑥、会計⑦の 3 役を選出した。委員会は実際上の諸業務を担当するが、形式上は区長を最高責任者とし、区長への連絡と了解が義務づけられた。建設費の農家への賦課基準について、各班より種々の案が出た。公民館は全住民が等しく使うもの、だが貧困世帯への配慮もあってしるべきことを勘案して、結局均等割 60 %, 資産割 20 %, 所得割 20 %, と決定した。

公民館設計図の原案は、春日神社の春祭が出来るよう考慮して④が作成した。④としては地元の建設業者を優先したかったが、委員会は実力本位に選んでしまった。公民館前の広場は従来手狭だったので、この際運動広場の建設も兼ねようと思って隣接畑 280 m²を買収した。この畑はこれまで 2 代の区長が買収交渉をしたが、実現しなかったものである。幸い④は地主の親戚であったので、幾度も足を運び承諾をうることができた。買収価格は m² 当たり約 0.8 万円で、農村環境整備モデル事業の買収基準が 0.3 万円だから、上乗せ部分は協力に対する御礼である（もっとも、宅地の買収価格は m² 当たり 1.0 万円だが）。

委員長④は、他所から婿入りした人物である。慎重な人柄のように見受けたが、筆者の質問に応じて、公民館建設が円滑に進んだ条件として I 集落の気風を挙げた。具体的には、派閥がなくまとまりの良いこと、役員を信頼すること、役員は飲み食い金に浪費しないことである。

注(14) 昭和 45 年 3 月の役務分担では、ほかに総務にもう 1 名⑥、調停に⑤が名を連ねた。なお、これ以前の昭和 44 年 11 月段階で最初の役務分担が行なわれていた。

その時は、②が入らず、④が工区長、そして⑥が監事であった。

(15) 川端豊美稿「愛東町 I 集落聞取りメモ」（昭和 60 年 3 月 未定稿）

(16) 「昭和 59 年度駐村研究員会議報告」（農業総合研究所『総研月報』No. 439, 昭和 60 年 4 月）における田村耕造氏の報告。

(17) 中安定子「水田のよりよい利用法を求めて——滋賀県・愛東町 I 営農組合——」（朝日新聞社『新しい農村, 1982 年』）は、I 営農組合の設立と活動状況についての簡潔にして要を得た報告である。

5. 総括——集落活動の特性と合意形成の方法——

集落とは、社会的・経済的単位である農家が一定の土地に居住する縁を契機に形成した社会関係のまとまりの単位、と言える。すなわち、集落は、イエを彩る血縁の絆や、

強固な組織的統一を根拠づける生産手段（特に耕地）の所有（保有）、といった結合の条件を基本的には備えていない。したがって、集落社会の組織的一体性をもたらすものは、ただ定住者としての構成農家の意思にある、と考える。

農家が集落到結集する理由の1つは、農家誰もが望む生産・生活基盤の整備を集落という集団によって行なおうとするからである。これら準公共財の保全・整備は個々にするより、共同でやる方が良いのである。1 集落の活動において、基盤整備が最も重要な仕事であったことは、これを裏づけている。2 つは、農家は社会的・経済的に各々独立しているので、意見や行動を異にすることが多い。そのため農家間に利害対抗が生じ易いのである。だが、土地と生活を一定地域で共にする農家同志が仲違いしていたのでは支障も多い。そこで、農家間の利害の調整の場として、集落が必要になってくる。

ところで、集落社会には、公認された幾つもの論理がある。

第1は、平等の論理である。これは総会での意思決定方法——1戸1票という形で制度化されている。圃場整備事業での1戸1票は、土地所有者という資格のもとでの平等であった。ブロック・ローテーションの論理は、どの農家も等しく転作割当てを受けるという、耕作者という資格のもとでの平等であった。公民館建設費において均等割の賦課が多めであったのは、公民館を農家誰もが等しく利用するからであった。このように様々な場面で、平等の論理は誰もが認めざるをえない共通の社会規範として通用した。

第2は、公平の論理である。ここで、公平というのは、平等が等質的で絶対量概念であるのに対し、異質的で相対的なものの比較考量に際し使用される概念、として取り扱おう。さて、農家間の利害対抗は、利害得失をバランスさせることによって調整されていた。圃場整備事業の説得においては、役員の犠牲（献身等）と反対者の損失（事業費負担等）とが比較考量された。転作のブロック・ローテーションでは、専業農家のサービス（組合へ出役）と利益（跡地で白菜作）、兼業農家のサービス（跡地の貸付）と利益（転作奨励金取得）、とが各々かつ相互にバランスしていた。双方の貸借勘定の帳尻りを合わせることで利害調整の常とう手段であり、それにより社会関係の均衡と調和が保たれるのである。

第3は、経済的弱者に対する配慮である。稲作生産調整第1年目において小さな耕作面積農家の転作割当てを免除したり、区費や公民館建設費用の徴収において、評価割や所得割を導入して低所得世帯の負担軽減をはかったのはこの現われである。

ところで、能率の論理は、集落において如何なる社会関係として定立させられるものであろうか。一般に、能率の向上は、分業によりもたらされる。分業には、社会的分業と作業場内分業の2種がある。社会的分業とは、各生産部門や特定の職業への分化であ

り、I 集落において、営農組合が過剰投資防止と労働効率の向上を目的とした機能的組織として分立させられたのは、この一例と考え得よう。次に、作業場内分業は2つの過程から構成される。第1は、1つの作業を種々の作業に分解することによって、労働の専門化・熟練度を進める過程である。I 営農組合において、オペレーターを特定の者に限ったり、少数有志にコンバイン収穫を請け負わせたのは、専門化により技能向上を図ろうとしたからである。第2は、独立した異種の作業を統合する過程である。通常それは労働の等級化を伴う資本の統制によって果たされる。I 営農組合においても、執行部5役と作業集団とからなる組織体制はそなわっているが、実態として等級化が弱く、むしろ統制は、指導者層の個人的力量に負うところが大きいように見受けられるのである。

次に、集落社会の中での農家の合意形成には、特有な社会過程が介在する。

第1に、合意形成の過程は、社会的側面からみれば、当事者間の社会規範の共通化ということである。独立で自由な農家の集まりであるが故に、集落においてはより一層全体の利益への献身、共通行動への同調等の強調による社会規範の遵守が求められる。逆に、共通行動からの逸脱に対しては厳しい批判が出る。圃場整備事業での100%同意もこの働きなしでは考えられない。ただ、このような社会規範による合意形成には、その及ぶ範囲におのずと限界もある。農道・水路等の保全のための出役は、農家誰もが是とする社会規範であり、慣行化している。葬儀改善規約も繰り返し申し合わせしている。放置すれば華美に流れるので歯止めのためにである。だが、結婚式については以前規約があったが、今はもうない。集落外との関係が強いので、規約は守りきれないからであろう。農地売買については、以前は区長が注文をつけ得たが、最近は関与し得ない、という⁽¹⁸⁾。農地所有権に対しては集落のもつ、社会規範による規制力にも一定の限界がある、と考えられるのである。

第2に、合意形成にあたって、顔をたてるという特有の社会過程を通過することが多い。顔をたてるとは、相手の意向を尊重し、相手の体面を気遣うことで、逆に実質的な譲歩や妥協点を見出す交渉のあり方である。その背後には信頼関係ないし依存関係を前提にした、当事者間の総合的・長期的な便益供与の貸借勘定の均衡がある、とみななければならない。圃場整備事業の場合、それは役員（説得者）の献身であったし、公民館前の畑買収の場合、役員との日頃の親戚付き合いであった。日頃の態度と親しい付き合いこそ説得する上で不可欠な社会関係であった。例えば、②は町会議長を務める当集落の指導者の1人だが、営農組合の出役や集落行事にはできる限り出る。それらをおろそかにしては、皆をひっぱることができないのだ、という。

第3に、集落社会の意思決定において、底流に横たわるものは多数決である。独立主

体である農家の集合としての集落社会が択一的な意思決定をする方法は、票決以外にはないのである。多数派となる上で、指導者の有無が大きく影響する。Ⅰ集落の場合、専業農家を中心として指導者が層として存在する。彼等は、順次集落や町の役職を経験し、また大事業の推進で苦労を共にして連帯感をもつ。指導者が層としてままとすると、一般農家の説得に際したえず多勢で少数者に当たることになり迫力をもつ、という。とはいえ、多数決により意思決定することは滅多にない。社会規範の遵守または話し合いによる合意こそが通常的意思決定の方法なのである。

以上のような集落社会の構造と合意形成の過程を踏まえて、集落社会にまとまりをつけ一定の方向づけを与えるのは、1つは指導者の政治的な統率力である。②によれば、指導者には2つのタイプがある。第1は、見識をもって他者を指導してゆくタイプ（「ヒットラー型」と言う）、第2は、皆の意思を忖度してそれを実行するタイプ（「地べたのリーダー」）、である。集落において力をもつのは第2のタイプである。地べたのリーダーには、「納豆の糸のような、押えこみやひっぱり」が必要だ、と言う。その意味するところは、次のようなことであろう。農家は互いに緊密で日常的付き合いをしているので、公の場での行動に不慣れである。例えば、農家の説得にあたって、かしこまって行くとだめである。野良話をしながら漸次本題に迫るのが良い、という。また、集落の社会関係は全領域にわたり時期も長期に及ぶので、1つ1つの事象が割り切れずに混然として繋がっている。圃場整備事業の際の、相手の個別事情にあわせた、からめ手からのきめ細かな説得工作もこの事情にもとづくのである。

集落にまとまりをつけるもう1つは、集落の諸社会慣行（祭・行事を含む）の存在である。生産基盤、生活環境の整備・保全是、経済的にも社会的にも有用である。また、祭や行事の遂行は、集落住民の和をはかる上で象徴的な意味をもつ。ところで、基盤整備や祭・行事は、本来なら個々の農家の主体的意思にもとづき、互いの協力により遂行するはずのものである。だが、現実には、基盤整備を集落活動として行なうことや公役による土地・水の保全、祭への奉仕が既に慣行として客観的に確立していて、集落がその遂行のために個々の農家に動員をかけるという状況にある。そこでは、主体である農家の意思が背後に退き、社会慣行が制度として前面に出てきている。個々の農家相互の社会関係が制度として具象化され、主体である農家が逆にそれに組み込まれるという仕組みが形成されているのである。そうした意味で、農家の共通の利益や和をはかるための諸社会慣行の存在それ自体が、集落のまとまりを示す具体的指標と見られるのである。

なお、外部の公共機関や農協が集落活動に及ぼす影響について一言付け加えよう。集落は経済主体ではないので、それ自体としてある目的に向かい合目的活動をするような

ことをしない。個々の農家相互の意見調整の場にすぎないのである。それ故、自分から主体的に生産分野や外部領域に積極的に働きかける内的動機に欠ける。ただ、土地・水の保全や基盤整備は個別農家の生産活動の前提条件であり、集落の仕事となっている。だが、これらも概して経済採算上、割のあうものではないので、農家独自の採算ベースでどんどん進めるというわけにはいかない。したがって、いずれについても公共機関や農協の財源と施策を導入して、その展開を図るという状態にある。その限りで、公共機関・農協の諸施策・事業は集落活動の活性化やまともに貢献してきた。昭和40～50年代は、基盤整備事業と稲転作政策を中心に補助金により農政が個々の農家の軒先にまで入り込んだ時代であったが、それが、農家の集落への結集度を強める方向に作用したことは留意されて良い点であろう。

最後に、Ⅰ集落の位置づけをしておこう。Ⅰ集落の集落活動の特徴を、既に報告した佐賀平野の練ケ里集落⁽¹⁹⁾との対比でみると、神社・祭の諸活動がより盛んなこと、農業組合が集落に依存する度合の強いこと、集落ぐるみの生産組織が集落から派生して活動していること、等を指摘できる。他方で、集落活動の中心的業務に土地・水の整備と保全があること、合意形成に社会規範が重要な役割を演ずること、集落の統合に指導者層の存在が力を発揮すること、行政や農協は補助事業の導入を通じて集落活動の活性化に貢献し、時代とともにその影響の仕方を変えてきていること等、社会関係の基本的枠組みや論理に共通項が多かった。そして、本稿の結論である、集落の構造的枠組みとそこに流れる論理、合意形成の社会過程と組織をまとめてゆく規制力の要因は、おおむね佐賀平野練ケ里集落にも妥当するものと考えられる。ただし、これらが東北庄内平野においても通用するか否かの検討と、そこで出された仮説（の一部）の全国ベースでの実証は後日の課題として残したい。

注(18) 注(10)参照。

(19) 練ケ里集落については、注(6)に記した拙稿参照。

（本稿は、特別研究「高生産土地利用型営農主体の形成条件及び経営管理方式の解明」の研究成果の一部である）

集落活動と合意形成の方法 ——滋賀県愛東町集落の事例——

相 川 良 彦

集落とは一定の土地に定住する農家で形成される地縁的な基礎集団である。本稿の目的は、この集落における社会関係の内容と特性を、集落活動の経過と事業実施をめぐる個々の農家の動きの中に描き出すことである。

まず、集落活動においては、基盤整備、祭・行事が大きな比重を占めていた。農業面では農協、基盤整備面では公共機関との関係が強かった。そして、集落活動も、昭和40年代は圃場整備と農業機械化の推進、50年代は稲作生産調整と生活環境整備、と農政の方針に沿って変遷してきた。

次に、基盤整備の実施は、農家を集落に結集させる動機の1つである。土地・水・生活環境の保全や整備は、農家誰もが必要と認め、かつ共同でやる方が良い仕事だからである。そこで、基盤整備など5つの大事業の実施過程の観察から、集落の社会関係の特徴を指摘した。それによれば、農家は独立した経済・社会主体であるために意見や利害を異にすることも多く、集落はその調整の場となっている。調整の際有用な論理に、平等の論理、公平の論理、困窮者への配慮、等がある。また、能率を上げるには、構成員の専門分化とそれを統合する組織や指導力が必要であった。

さらに、農家間の合意形成において、次の特徴がある。第1に、合意形成には社会規範の一致という過程が介在した。そして、社会規範による規制は、特に社会圏が集落内に限られ、農地所有権に抵触しない分野で有効であった。第2に、顔をたてるという要素があった。そこには、日頃の交際から醸成された信頼関係と当事者間の広義の貸借勘定の均衡が存在した。第3に、集落の意思決定は最終的には多数決に依り、そこでは政治勢力が直に関係したが、通常は社会規範による合意という形で行なわれていた。

最後に、集落に社会的まとまりをつけるものは、1つは指導者の統率力である。そして、集落で指導力を発揮する上で、農家との日頃の付き合いが大切であった。2つは、集落の社会慣行の存在である。公役により土地・水の保全をし、祭・行事の遂行で社会的一体感を培うのである。そして、構成農家の意思が背後に退き、代わりに集落組織や社会慣行が既存のものとして前面に出て農家をそれに従わせようとするところに、集落の自立性を認めることができるのである。なお、公共機関等は補助事業により集落活動の活性化に寄与していた。